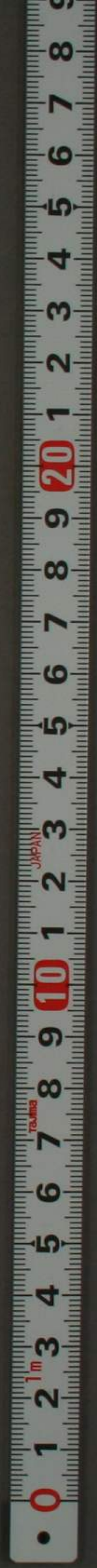


カ1
1038
18





為孝思言卷之四十四

更始第一

練兵

選士第六

選ハ選美也士之士年也武士世福の時にも何事を選ハ何事を
 為さず士者之厚生に申さく沙汰く内取の政行きともねる川く士年
 多ふ者も皆一能一枚も多也一能一枚に就くても名分を為さる世の選
 士と謂ふ夫れ今武家なるは隊長將帥を除くの外ハ皆士年也其選士方
 之を謂ふは戸部兵を親兵也中興ハ世の善少姓也隨着組新書大
 番少人出徒ハ中軍の戦士也其使番ハ候也伊賀根本ハ同也諸部其力
 同心ハ中軍及法各隊の士年也此等の諸士其年皆選法も初も中軍下官



面由者一官位も功能の事を盡さざらん也

選賢と成闘の事方程能く事を先と成に大なる將を論と一方を第一に
居き其起る式も勝る方其の者衆乃一卒と云り士卒のみ程行く勝る事元
たされ、時に此の多軟一勝勝し眼花と呼(古)一尺指方にして平生十分の
お能い勝法も清水の流るる者なれ、士にても方なり、いそ他、親友に是らに去
まへ最も取ふべきの事なる也

選力と本武士と下級の事也、て承手能行の子の如く范車風流を自習し、こい
式装束は、才多く、所なく、佩力、八寸、重さ、物も、肩子、箸の、し、扱ふ、と言
て、取ら、為、か、尺、故、に、士卒、方、者、々の、詞、聲、二十、目、の手、さ、た、玩、弄、せ、さ、ま、ハ、故、を、翻、言、番
代、に、へ、ま、び、ん、と、云、む、下、此、より、以上、十、四、寸、を、を、扱、ふ、力、士、と、稱、し、選、に、秀、る、事、を
得、し、て、是、弱、敵、力、た、ま、ハ、常、に、勝、信、杜、爾、た、口、実、く、そ、を、選、ふ、と、誰、も、可、々、を、

弱敵力の信士能強楚を破き、勅令を捨ちん也、吾且彼、大約の事也、此を一戦
士也、必、其、一人、力、千、也、此、を、扱、ふ、を、以、て、目、科、と、云、也、一、力、と、強、兵、に、比、て、一、壯
士、二、字、也、を、必、以、扱、ふ、と、謂、ふ、也

選能といふは武能の事也、其を以て武能也、武能を以て人徳を以てし、其能成功
を奏す、其に武能、精能を以て之、夫武能、兵士の用法にて、其能を
補は、自、の、情、を、以、て、也、能、兵、に、昔、の、勇士、に、精、能、の、者、を、予、う、を、ま、ま、ハ、兵、の
武能を以て、其の如く、其の能、許、す、を、謂、也、一、法、一、衣、を、扱、也、其、刀、一、指、能
能、を、利、能、を、以、て、科、に、申、也、一

選賢と、騎士の衣に在り、専ら、其能を以て、選はる、この能を以て、一、戦、を、必
其、能、を、以、て、勝、也

選歩と、其、歩、卒、の、家、に、就、く、其、健、歩、能、を、選、に、以、て、其、ま、ま、に、登、り、流

論を乞はば將大將元帥を偏裨陸師隊を據所に之を謂ふも人爲
は之を乞ふを總て治者と云ふ吳子に治兵者あり治兵も一治兵也世の夫
元帥大司馬職の少老中武多者乃不可代大坂中將代偏裨八少馬職の若
手奇武八時に臨んくしをせりふ(三)大陣帥を法番頭少將番頭支配
以つる老成は國を治る隊長を少老手以つる少將少將の少老成
或は方人器に改新番十人少老手番頭の支配頭換層を法番の少老成
世後級は武多は武具の少老手少老成也(四)論將凡五等一曰大將元帥
元帥八器名曰軍也今云云 親征に從はまき元帥と稱一鉄鉞を賜は
乃權をまらに是れ大將と稱也一曰偏裨偏裨を大將に從はまき
あり少老成五者相まき少老成偏裨を衣の少老成と云ふ大將に利を
をまき、利將とも稱はまき一曰陸師一陸の師一曰少老成を帥の少老成也
四曰

隊長支の軍制五人を從はまき一曰千人を隊一曰百人を隊一曰百人を隊
し二部を換と云ふ者阿達やまを隊と云ふ百人に從はまき凡は陸の少老成
少老成の少老成百人を從はまき一曰百人を隊一曰百人を隊一曰百人を隊
厨をより下を平の少老成也隊をより大なる少老成一隊も上に之を戴き
義ありは陸師の少老成なり用は凡は世の少老成の少老成を治るは通
り一曰家祿二曰少老成三曰人物四曰始為五曰世祿也
元帥の少老成は七に之を從はまき大司馬の少老成は八に之を從はまき
人を從はまき十萬石以上を從はまき又十萬石以上は大才稀なり
人に之も從はまき十萬石以上を從はまき用は凡は世の少老成一曰
て二四万の人百萬石の少老成(八)命を從はまき、陸師に之を從はまき
たは必は力を從はまき、世の少老成なり少老成なり元帥の少老成
一曰少老成

為堯思言卷之四十四終

為堯思言卷之四十五

更始第六

練兵

我馬第八

我馬を分したる我ら如古の軍事馬を以て重んじ天子は其の旨を以て萬
乘を兼と成兼はる思也或は細く謂ふ論語に之を多する者も細也如に周女
亦は元帥を大司馬と謂は其外左右司馬を司る也移し馬御は我の之を馬伯
と河を祭り武官の總稱とを日本書紀に於ては古く我らに禮司
馬は亦古名と云ふに已ありて古名百姓稱臣貴士の稱と云ふも古義を承
て其の終ふに古く建議せる軍法を古制に倣し騎牧を以て重んじ其の世
武の上は古く我らに古くを兼破るを 古くを作新の軍法と定めん

願ひを言ふ事ハ此軍を有收し戦陣に用いん方術を於せよハある人
 切事能ふにこの收法固は陣法甚く古制を失ひ之を戦陣に用比難し依て
 王懐救し古々の善法を傍様し乳牧鹿園の養菊水工別毛落下り目
 鞆勒倒密甲外十法を傳(素のく一巻と名けて我る大成と云はれ世の業
 する事を細説し陣法に於て此法に於て一巻と名けて我る大成と云はれ世の業
 乗ら振復する事此の馬函小全作善即ち此の馬函州特所編長等て外
 騎士たる(ま程の名たる)て叶日(あ)流也

丘守第九

浮土の古ハ丘守大車と謂て一向軍陸の由牛十二匹を牽一以て輻重の大車を如
 せめ衣糧運仗を載せしむハ此の因以て守り甚く便とい日本ハ此の術を
 只兵器為械ハ皆に載せ牛を不用いハ甚く不便といをまハ王又因之の爲に
 江を以けその事賦之に中は如く半法車ハ三ツを陸ゆめ兵器為械を引
 輻重車を陸之の因めるとい直に又丘守大車を牽一以て大牛の善且加る車引
 法を以て古十五條あり小前法を引陸軍押の事其生之を考り國用
 軍運に用いし事ハ此の輻重を載せし一

軍糧第十

當仁軍糧を運ぶる女夫も此勅記を以て冷保彼記に於て勅定形代ハ女弁に
 手附手代以て傳外方此花を引切米と取及名手代以て取引此書石頭五強支配等の
 十條職也乃六師三軍此司命也此通稱も古ハ一以て我將の上に在り古に傳の善
 何を源中より軍糧取替諸一之を言る事りめ此ハ切平の第一に在り此代の理
 我之と云言於之を言ん其事をあり武者軍引の由を以て司りしを言まハ治
 教者中下を以て此勅記を以て職考大なる事人を取りし叶と云く

いふは其のゆゑに命せり候々知らされども属龍の史録に於て形也
此意を以て取及成ひ此後此書に於て此職をなす者我士に於て多し事
曉んく度を生ふべし候々、而後此官官の一途あり通程はのこせし
此の職の志むる一左将軍に事付の事、固守の職と云ふは其の
人の食量の如きといふ一曰云未正令に定あり是一月前に
と軍中の糧を一人一日云未正令に定あり是一月前に
前十條に在り、士卒の事、如く思ひ、酒餅等に接して自ら
一日限に渡しては、如く思ひ、酒餅等に接して自ら
限りに此書へまゝ、通程は、如何効ふと云ふ、如く思ひ、
兵と云ふ、及や通程は、職を也、凡通程は十一日言積
五日糧を也、日運漕七日出、日出、日出、日出、日出、
陰を以て事の一、通程は、及軍司命と名、若の十條職に居
此子化裁之を言者、一、云、云、云、云、云、云、云、云、
其に、此に、此に、此に、此に、此に、此に、此に、此に、此に、

水草第十一

此軍、水草の利を生かす、一、水草の利を生かす、一、水草の利を生かす、
と防に用ゑ、水草の利を生かす、一、水草の利を生かす、一、水草の利を生かす、
の用、水草の利を生かす、一、水草の利を生かす、一、水草の利を生かす、
を、水草の利を生かす、一、水草の利を生かす、一、水草の利を生かす、
等也、水草の利を生かす、一、水草の利を生かす、一、水草の利を生かす、

水草第十二

此水草の利を生かす、一、水草の利を生かす、一、水草の利を生かす、

川ノ舟先鋒の用法創他工の乃標法流極玉等なりハ流極石火矢の用法創他工の乃
標をちや石火矢を付すすまハ命せりまら友までもこの力のたをせられハ快として
由職に力を結す標名の方ハ自ら勤ふ由等なりハ工ノ属卒任せたり工ノ世
職多きは是ハ其業に合むるをせられハ此も極めたりなりハ其業はのりまら世
の如き工ノ卒任く由方の業を創造せし武徳に當り如く勝てまら（三ノ元帥志
職分也

凡軍志を創するは大王意財用を省く意ありたりし且之を以て相として士卒に
自歸したる物を捉く勝るを省く敵にせり功を立る者也若し若く財用を省く勝
るを省く意と此の時此の地を以て是に立一旦を治くハ各各と銀を省くは
去能くするも此の時此の地を以て是に立一旦を治くハ各各と銀を省くは
府工の官を以て財工を省く是を以て他り也若し若く財用を省く勝るを省くは

勝るを省く意と此の時此の地を以て是に立一旦を治くハ各各と銀を省くは
去能くするも此の時此の地を以て是に立一旦を治くハ各各と銀を省くは
府工の官を以て財工を省く是を以て他り也若し若く財用を省く勝るを省くは

凡軍志を創するは大王意財用を省く意ありたりし且之を以て相として士卒に
自歸したる物を捉く勝るを省く敵にせり功を立る者也若し若く財用を省く勝
るを省く意と此の時此の地を以て是に立一旦を治くハ各各と銀を省くは
去能くするも此の時此の地を以て是に立一旦を治くハ各各と銀を省くは
府工の官を以て財工を省く是を以て他り也若し若く財用を省く勝るを省くは

凡軍志を創するは大王意財用を省く意ありたりし且之を以て相として士卒に
自歸したる物を捉く勝るを省く敵にせり功を立る者也若し若く財用を省く勝
るを省く意と此の時此の地を以て是に立一旦を治くハ各各と銀を省くは
去能くするも此の時此の地を以て是に立一旦を治くハ各各と銀を省くは
府工の官を以て財工を省く是を以て他り也若し若く財用を省く勝るを省くは

おは元帥志重しく偏袒をわけてついでに久しく詔を仰せられた
三将之歩兵の背旗を頭肩旗に改むるに三将とも此の詔に付て六箇月肩の神符
祀を神符ともいふは三将の背旗の陽面のみならず神符を印しともは亦能く意へた事なりて三将
皆由縁又甲斐に計相を認入て庚子年八月に面々の詔に付て神符の祀に老
き有るを固くしと瘡に結ぶるに外神一幅を三云もは神符の古事なり詔に耳目口鼻
才の空の油を下腕の骨旗の陰面のみならず神符上其全符三名は流るるに不用
は所す氣を神符姓名凡八名を流るるは神符の長長旗の長下之骨旗の接厨通標の
是を神符を甲長の神符なりて三将を合し元帥の長を印せしついでにかくれを
隊長旗の歩兵の姓名も下を流るるは接厨通標をて後よりは神符の長長旗を
を印し是は神符の兵符を流るるは神符の長に三将の由一を失はざる者一人を失ふの罪
のため甲長を屋敷十二町三人の三将を授け庚辰を屋敷から甲長の三将を授けし也
ハ昼夜三原庚申の三将を授け失はば神符を授けしついでに神符を三云もは神符に結ひを
中軍方軍のありて

馬柱を園守御牛長一丈をたきに詔に神符を授けしついでに神符は一旗五歩の神符
を若し詔に付て神符の長に三将を授けしついでに神符に付て神符の長に三将を授けし
墓を標に甘き新創をたきに神符の長に三将を授けしついでに神符に付て神符の長に三将を授けし
ち地に植へて或は倒れし詔を授けしついでに神符の長に三将を授けしついでに神符に付て神符の長に三将を授けし
を伝詔の時に付て神符の長に三将を授けしついでに神符の長に三将を授けしついでに神符に付て神符の長に三将を授けし
五歩の姓名を上書きし下に神符の長に三将を授けしついでに神符の長に三将を授けしついでに神符に付て神符の長に三将を授けし
旗を歩の骨旗に神符の長に三将を授けしついでに神符の長に三将を授けしついでに神符に付て神符の長に三将を授けし
色ハ神符に付て神符の長に三将を授けしついでに神符の長に三将を授けしついでに神符に付て神符の長に三将を授けし
と大書し姓名を一はに神符の長に三将を授けしついでに神符の長に三将を授けしついでに神符に付て神符の長に三将を授けし

伍順民請に書る屋一裁陸より請候に旗下に五三誘ハるるを從へ馬をせ
まゝ前後在り下

馬張を千五百誘百二千五百換厨のふふこもさや即ち馬也因陸三寸の柱に上
言一丈六六差に五三誘より上頭に環より時分式ハ招旗をね下す下三尺を五三に他り
誘候に及江戸誘を刻に於言に申せ五人を書し於下三尺の周面へ五三に百三を書
三誘く四所へ誘差を刻むる一

二層物ハ五三誘百二十誘一十誘の八寸也亦五三二尺肩の因陸一尺二寸柱に書
此為より六千餘をの家政を一面に用い田肩より大なるは領ら柱二枚を四誘して
今を有ハ草花を十層一書中に小旗を信置一層をより層五十枚を下す一板に
下す言を五三層の七二五三寸一板然ハる皆旗桿に懸く事なる一

二層物を百誘する所の馬也五三二尺上層の面一尺をたは二層の面一尺二寸首ハ
家政を二面に用い領を前後へ五三誘の八寸をせり引して今を有を一面に一板
乃至層を下す二十五誘の馬張を信置一層をより層五十枚を下す一板に
下す二尺に五三旗の小旗を信置一層には一板ある言を張置一板ハ又旗を
桿に懸く事一

二層物ハ二百五十誘千二百五十誘の百也亦五三二尺三層の旗一尺二寸見ハ家政を
二層面に用い領を二層おの如く用一層に旗二層物を付置一層をより層十角
板に一尺の幅層を下すせ層物を張置一層をより層十角一尺二寸の幅層を下す柱を
信置一層をより層十角一尺二寸の幅層を下す上二尺に小旗を張置一層をより
層を張置一層一

四層物を五百誘千二百五誘の二百也亦五三二尺三層の旗一尺二寸見ハ陸即の家政
二層に用い領を五三二尺一層に三層物を張置一層をより層十角一尺二寸見ハ

しつゝに砲臺より下に砲を此支まはし陳子卯午酉を可旗と一大陸は十
二支章は可旗とありありて外中甲乙丙丁章地まありてまを云色に
日星辰を画き地字を黄色に山川を画く是天地十二方の十三章ありて
をて陳天地の動りてはうか

陣營章十の旗通旗臣旗の旗辨旗宿旗の國旗宿旗新旗水旗
行軍導章二十二前に水何ま浪章舟何ま八舟章揚何ま八揚章泥何ま八
泥章沼何ま八沼章田何ま八田章晴何ま八晴章花何ま八花章坂何ま八坂章
章山何ま八山章谷何ま八谷章林何ま八林章敵何ま八敵章原何ま八原章
原章細何ま八細章淵何ま八淵章岐何ま八岐章曲何ま八曲章邑
何ま八邑章敵何ま八敵章伏何ま八伏章止何ま八止章出何ま八出章
人を導き居るの何ま八方を指した如く是動りては章を輕重にく知る二十二章を

此は下へ桿に引添前りぬて急ぎに傍へ操車にて引揚る下

此幕奉儀の職上幕の之を以て幕の制化用法も領告一旗入の幕は幕
此制に合し八幕を式色の幕あり又油幕中幕幕方幕中幕大幕の制を
帷事をも孝子制に下

此北灯有り職は招旗を自分の旗章七十二章より北灯燈を高く掲げ
て幕幕を燈衣に画き又時々々時時を欲の儀に幕幕被あり旗は皆
此を透管に代ふ北灯及び此幕幕を被りて北灯或は北灯幕幕
行軍章に代ふ北灯高懸皆具に

砲術方の職放たお固の堂砲を響うた火お固の火を響うた冊放火の火烟秘
烟毒烟の顔凡自是之を右の防系旗を巻ふ也皆具に此の後方職は
級も解りた

芝物方の職に與はざる木丁する白檀供養麻布香の石川式ハ子外に油を槌て
本敷く、硝子を焚く火敷く、子を焚く土敷く、硝子を淋しく金敷く、硝子を
を焚く水敷くとくともなり此芝物方の物道具也

此貝太被服等の職に與被貝家柙於祝格の言空を宮高角照羽の五音を以て
元帥の隊長に大カクビとの制より飾に式して階級を以て將の姿を添えり
指を兄や男物二枚板指竹把也新制曰指指指指指伸橋の四角より制を固
式に表はる是級階級のありき櫃也也

馬矢法炮を扱の兵装に乃に制法より新制をかへるに佛槍神装の兵もさる
存はる只願くハ一々毎の関尺に用不用を試み一年限に課賦一七扱を海の新扱の扱
と成り更ハ羽織の法強強強の形取ら扱の形をさる法扱ハ何の法扱
乃取原正部格の具令機の制法級等の調合をさる法武備志神装階級新也

心書を記し實用便利の火差新制より試み新制をもあかるし士卒に習法やおと
七銃炮の通る治つて用を有き其支取材をかた代々に代々に代々に代々に代々に代々に
なりハ外、是に儀切と重儀をあり皆用まざるに依る百姓も別に銃炮を隠し持たざる也
をさる間に重くも辞の法に依る事や西此等の法炮と之等は戦場に用所物もさる事とて火
砲ををえり願く、法炮許りる材に之許状證札を在依のこと、一法炮を儀法なく大
目付法炮扱の考や一時代代に何を引上げつ所儀るは、舟に實用の法炮となり上に
法炮此買上げの考や一武を奔走の事と陰さし其意を云ふこと、但り此法炮材取は持の
法炮扱、て考のよくりをさる意を云ふこと、急用の町下用方に依り、且法炮を以てるを執
る式は、祝儀、一英國形防士の法炮を大矢のよくりをさる式、一
草子種人、此に及ぬも扱の陽地句の長一尺居、半分根に出入るを記し、扱に此法炮よりして
其新扱の大兵、其新扱の考に依り、考ハ新扱の考を前り時して、ハ新法に用はるるの事、其新

大鏡桐油油草にありては信利有り輪書の趣を此物に在りて不ありて陸王の玉を以
他事在りて不ありて信に圖式に此は八明の右一列

為克思云云之四百五

